

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原告 上原正稔

被告 株式会社琉球新報社

平成24年9月13日

準備書面6 (原告)

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

第1 事実の経過	2
1 ドキュメンタリー作家としての原告	2
2 長期連載契約	3
3 『パンドラの箱を開ける時』の連載開始	4
4 第2話「慶良間で何が起きたのか」の掲載拒否	6
5 連載の再開	8
6 連載再開後の再掲について	9
7 181回(最終回)の掲載拒否	9
第2 被告の主張と本件の争点について	10
1 連載契約の内容「初出の資料を用い」について	10
2 二重掲載について	12
3 編集権の限界と被告のキャンペーンについて	13
4 第2話掲載拒否の理由「枝川健治の証言」について	15
5 最終回原稿掲載拒否の理由「名城知二郎の証言」について	21
6 言論封殺の真相「星雅彦の証言」について	23
7 損害賠償請求権	25

第1 事実の経過

1 ドキュメンタリー作家としての原告

原告は長年沖縄戦の真実を追及してきた沖縄屈指のドキュメンタリー作家である。

過去の著作には、昭和60年『沖縄戦日誌』(甲28)、平成7年『沖縄戦トップシークレット』(甲30の1・2)、同年『司令官の見た戦場』(甲31の1～35)、同年『戦場より愛を込めて』(甲32の1～4)、平成8年『沖縄戦ショウダウン』(乙1の1～13)、平成14年『戦争の時、平和の時』(甲18の1～10)、平成18年『戦争を生き残った者の記録』(甲19の1～9)など沖縄タイムスないし琉球新報に連載された沖縄戦のドキュメンタリーが多数ある。

ドキュメンタリーというのは資料と事実に基づいて物語を書くという作業である。原告は沖縄タイムスに1985年以後、数多くの連載記事を発表してきたが、その著述スタイルは、いつも新資料を使い、過去に自分が発表したものも含めて、様々な資料を合わせて隠されている「人間の真実」を掘り当てる作業というものである(甲25の1)。¹

そこで使用する資料について原告は次のように法廷で供述している。

(質問) じゃ、初出の資料だけでドキュメンタリーというものは書けるものなのですか。

(原告) いや、とんでもない。今まで発表した資料も含めて、過去の資料も自分で書いたものですよ。自分で書いた資料も含めて、いろんな資料をまとめて、ようやく一つの物語が展開されるわけです。(上原p8)

¹ 人気ブログ『狼魔人日記』を開設している江崎孝氏は次のように述べている。「当時、上原さんとは面識はなく、顔も知りませんでしたが、従来の沖縄戦の研究者のように、戦争の持つ影の部分のみを捉えて無理やりイデオロギー問題にすり替える手法をとらず、沖縄戦の真実の物語を追及している異色の沖縄戦研究者でした。上原さんが始めた1フィート運動を取り上げた沖縄テレビ制作『むかし むかし この島で』は、第14回FNSドキュメンタリー大賞ノミネート作品となり、沖縄テレビのサイトでは、上原さんの沖縄戦

2 長期連載契約

本件は琉球新報紙上に平成19年5月26日から平成20年8月19日まで長期間連載された『パンドラの箱を開ける時』に関するものである。『パンドラの箱を開ける時』は、平成18年4月4日から同年12月28日まで147回にわたって連載された『戦争を生き残った者の記録』の続編である。²

この長期連載は原告のよき理解者であった嘉数武編集局長³の依頼に基づくものであった。

彼は2005年になって編集長になりましたんで、それで編集長として彼は僕に連載してくれないかと頼みました。その頼むときには何年でもいいから、数年でもいいから連載してくれるようにということで話がありました。

(上原 p 2)

嘉数武は編集局長の権限で掲載することができる夕刊の連載枠で、沖縄戦をテーマにした長期連載を、期間を限定することもなく、原告に依頼したのである。(上原 p 3～4、甲1)

原告が嘉数編集局長の依頼に基づいて沖縄戦をテーマにしたドキュメンタリーを執筆し、原稿料を受領していたのは争いのない事実である。そこには原被告間の契約(以下、「本件連載契約」という。)が観念されるところであるが、契約文書はないため、その内容は、口頭での合意と双方の了解の下に進んだ事実経過に基づいて解釈することになる。

の記録発掘に対する姿勢がどのようなものかを垣間見ることができます。」(甲23)

² 『パンドラの箱を開ける時』の第1回「はじめに」では、その冒頭で『戦争を生き残った者の物語』の概要を語ったうえ、「今回の物語は、その続編であり、誰も知らない戦争の物語がまた始まる。」としている。(乙3の1上段)

³ 嘉数武は、平成17年2月から平成20年6月まで琉球新報の編集局長を努めた。(甲45の1、名城 p16、上原 p2、p19)

本件連載契約の内容、大要以下のとおりであった。

テーマ	沖縄戦のドキュメンタリー
掲載枠	夕刊連載枠、週5回（火曜～土曜）
期間（回数）	定めなし
原稿料	9000円／1回（約1800字）

『パンドラの箱を開ける時』は新連載と銘打たれているが、嘉数編集局長からの長期連載の依頼に基づいて執筆された『戦争を生き残った者の記録』の続編であり、原告と被告との間で新たに連載契約を交わされることはなかった。

尤も、読者に対する予告編である第1回「はじめに」では、『パンドラの箱を開ける時』の趣旨、内容、構成、用いる資料等について詳しく語られており、琉球新報紙上に掲載された以上、それが『パンドラの箱を開ける時』の連載に関する被告と原告との合意事項としての位置づけも有することになる。本件に照らせば、第2話において慶良間で起きた集団自決の真相に関するドキュメンタリーの連載に係る合意が確認されたということである（即ち、被告は、特段の事情がない限り、それを掲載する義務を負う）。しかしながら、「はじめに」でなされた予告は、著述のテーマを除けば、原告と嘉数編集局長との間における本件連載契約の内容を変更するものではない。⁴

なお、被告は乙2号証の前泊メモをもとに新連載にあたって新たな契約が交わされたかのごとく主張するが、後述するように失当である。

3 『パンドラの箱を開ける時』の連載開始

『戦争を生き残った者の物語』の連載は平成18年12月28日をもって終了

⁴ 第1回「はじめに」は、本件連載契約の内容を確認するものである。原告の準備書面2で「そこに書かれたことが連載執筆契約の内容であるというほかはない」としたのはその趣旨であり、新たに契約が締結されたとの主張ではない。強いて言えば、沖縄戦であれば何でもよいとされていた本件連載のテーマを慶良間の集団自決の真相等に限定したものである。

し、新連載『パンドラの箱を開ける時』は平成19年5月26日から始まった。

第1回は「はじめに一戦争は『人間の物語』であり、そこで、新連載は、『戦争を生き残った者の物語』の続編であることが語られたうえ、⁵ 第一章「死ぬ時、生き残る時」、第二章「そして人生は続く」、第三章「引き上げの記録」の3つの章から成り、第一章は、第1話「みんないなくなったー伊江島戦」と第2話「慶良間で何が起きたのか」と第3話「久米島虐殺事件の真実」の3話から成ることが予告されている。

そして第1話の伊江島戦では、「そこでの凄惨な戦いを知ることは慶良間の『集団自決』を理解する重要な手がかりになるだろう。」とされ、第2話「慶良間で何が起きたのか」は、「今、世間の注目を浴びている『集団自決』についてアメリカ兵の目撃者や事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を突くものになるだろう。」とされ、いずれも集団自決の真相に迫るものであることが予告されているのである。原告が『パンドラの箱を開ける時』はきつと読者を瞠目させるものになるだろう」と書いたのはそのためである。

第1回の「はじめに」に続き、第1話「みんないなくなったー伊江島戦」（全14回）が連載された（乙3の2～15）。この連載に先だって原告は前泊記者に原稿とともに『沖縄戦ショウダウン』や『沖縄方面陸軍作戦』等の資料を提出している。（甲22p1、上原p7）。

そして第4回（伊江島戦③）から7回（伊江島戦⑥）では、『沖縄戦ショウダウン』に用いたグレン・シァレス伍長の日記を再掲していた。⁶ 伊江島戦に参加したシァレス伍長の日記は、伊江島戦の悲劇を語るうえで必要不可欠の資料であった。もちろん、被告からは何のクレームも付けられることはなかった。⁷

⁵ 原告は『戦争を生き残った者の物語』の概要を語ったうえ、「今回の物語は、その続編であり、誰も知らない戦争の物語がまた始まる。」としている。（乙3の1上段）

⁶ 原告は伊江島戦の物語を綴るうえでシァレス伍長の日記は絶対必要だと証言している。「シァレス伍長はハードボイルドに伊江島戦を語っています。それで彼の物語は正確なんですよ。それとあわせて日本兵の証言も引用している。それからアメリカの記録も引用したりして、それでまとめていくわけです。」（上原p10）

⁷ 渡嘉敷戦や伊江島戦を戦い、集団自決を目撃したシァレス伍長の日記が沖縄戦の資料

伊江島戦を取り上げた第1話は平成19年6月16日(土)をもって終了し(甲4)、いよいよ週明けの6月19日(火)から第2話「慶良間で何が起きたのか」の連載が始まることになった。

4 第2話「慶良間で何が起きたのか」の掲載拒否

原告は6月14日に第2話に用いる原稿を資料とともに前泊記者に手渡したうえで、⁸ 17日に第2話の5回分の原稿「イスラエルの東端に」及び「ニューヨーク・タイムズ」をEメールに添付して送信した。⁹ その原稿が甲3号証の2～3である。なお、被告が証拠提出している乙4号証の原稿は、屋比久が送信した原稿のうち「イスラエルの東端に」の部分(3回分)だけである。

6月14日(木)か15日(金)に渡された原稿を読んだ前泊記者は、「これはおもしろそうだなあ」と言い残して東京に出張した。(甲22p3)

ところが6月18日の12時頃、前泊記者は原告に電話して被告の本社ビルに呼び出し、原告は前泊にビルの6階の空き部屋に連れていかれた。そこには枝川健治、坂名城泰山、上間了が待ち構えており、前泊記者は開口一番、「第2話は掲載しない」と言った。(上原p14)

原告は第2話の掲載拒否を一方向的に通告した前泊記者らの対応に激怒し、掲載しない理由の説明を求めた。

その前に僕は怒って、これはどういうことだ、ちゃんと説明しろと言ったんですよ。そうすると、前泊は、これは社の方針だと言うわけです。それで、それから僕はカンカンに怒りまして、久しぶりですよ、こんなに怒ったのは。(上原p14)

として重要なものであることは枝川証人も認めている。(枝川p15)

⁸ それまで原告の担当だった池間編集委員は、4月に社長室長となって交代したが、新任の前泊記者は、これまでの編集委員と違って前もって原資料を出すように求めていた(甲1p4、上原p6)。

⁹ 甲3の2～3の原稿の字数は合計約5800字である。掲載予定の写真と併せて一週間5回分の分量である(上原p11)。被告が3回分というのは甲3の2「イスラエルの東端に」だけの分量であり、「ニューヨーク・タイムズ」(甲3の3)は含まれていない。

掲載拒否の理由に納得がいかない原告は、次第にヒートアップし、最後には記者会見して被告による言論弾圧を告発するとまで口にした。

もう完全にけんか別れですね。それで僕は、「君らは本気か、こんなことでは僕は記者会見するぞ」と言ったからね。それで坂名城泰山は青くなって「それはやめてくれ」と言った。(上原 p16)。

被告は、その席で原告から、「今後のためにもいい関係でいたいので、連載は他の部分からでもかまわないので掲載再開を検討して欲しいと述べ、再開時期やその内容については改めて検討することになり、それ以降、連載は中断状態となった。」(答弁書)と主張しているが、これを支持する証拠は何もない。逆に、その場に同席していた枝川証人は、次のように証言し、原告が激怒していたことを認めている。

話合いが進むにつれて、やはりどちらもヒートアップしますので、上原氏のほうは、これ言論弾圧で許せないと、記者会見を開いてでも告発をしたいというふうにはおっしゃっておいりました。(枝川 p 4)

被告による掲載拒否に激怒し、これを言論弾圧であり記者会見を開いて告発するとまで言っていた原告が、その場で「今後のためにもいい関係でいたい」などといって妥協を持ち出すはずがない。

なお、原告が《集団リンチ事件》と呼んでいる編集委員4人と原告との協議の日付について争いがある。原告は6月18日だといい、被告は6月27日であったと主張している。損害賠償の成否とは直接の関係はないが、双方の主張の信頼性に関わる問題として取り上げる意味がある。

第1話(伊江島戦)の終了が6月16日の土曜であり、翌週火曜の6月19日か

ら第2話の掲載が予定されていたこと、そして第2話の原稿が6月17日には被告に送信されていることからみて、被告が6月27日まで原告と前泊記者らとの間で何の協議もしないまま連載を中断することはありえない（通告もないまま連載が中断されていたら原告の方から「どういうことだ！」と怒鳴り込みに行ったはずである。もちろん中断が通告されても怒鳴り込みに行っただろう）。¹⁰

この協議が6月27日に開かれたとする被告の主張及び枝川証言（乙7、枝川p3）は事実と反することは明らかである。¹¹ この辺りの被告主張の杜撰さは目を覆いたくなるものがある。¹²

5 連載の再開

原告は《リンチ事件》のあと、嘉数編集局長に会い、前泊記者らという掲載拒否の不当を直訴した。しかし、編集委員と原告との板挟みにあって懊悩する友人の嘉数編集局長の姿を目の当たりにした原告は、記者会見に訴えることを思い止まり、連載は中断を余儀なくされた。（上原p16～17）

その後、原告は嘉数編集局長と何回か会ったが、嘉数は相変わらず決断を下せないままだったが、10月に入って、嘉数から電話があつて食事会が開かれた。

それで彼は、前泊博盛は外すから連載してくれと。しかし、「慶良間で何が起きたのか」については、今はちょっとまずいから、もう少し後でやってくれないかということをおかれまして、しょうがないんで前泊博盛という男と一緒に

¹⁰ 当時、琉球新報の読者であった江崎孝氏は、6月19日から始まる予定の第2話の連載を楽しみに待っていたが、これが掲載されないため、琉球新報に電話で問い合わせ、言論封殺と直感し、人気ブログ『狼魔人日記』で「琉球新報の言論封殺が今日で4日目です」「・・・今日で7日目です」と提起的にエントリーしていた（甲23、甲14参照）。琉球新報に対する読者の問い合わせは複数あったと思われる。この点からも27日まで原告との間で何の協議もなされていないということは考えられない。

¹¹ 枝川証人も「第1部終了直前に小那覇のほうから連絡がありましたので、第1部が終わってまさに第2部が始まろうとするその前後です」といい（枝川p2）、二重掲載の指摘を受けてこれを確認し、「発覚してから直後」に原告を本社に呼んで話し合いを持ったと証言している（枝川p3）。だとすれば、それが6月27日のわけがない。

¹² 被告は第1話の終了についても6月11日だと主張していた（被告第1準備書面p4）。

仕事しなくて済んだということで妥協しました。(上原 p 18~19)

前泊記者の更迭を条件に嘉数編集局長の申入れを受けた原告は、平成19年10月16日、約4カ月間の中断を経て、第2話を「慶良間で何が起きたのか」を「軍政府チームは何をしたか」に差し替えて『パンドラの箱を開ける時』の連載を再開した。(甲5)¹³

6 連載再開後の再掲について

第2話「軍政府チームは何をしたか」は、平成19年10月19日に終了し、10月20日から第3話「久米島虐殺事件の真実」(35回)が始まった(甲26の1~35)。そこでは『吉浜日記』『沖縄の日本軍』『逃げる兵』をはじめとする書籍となっている多数の日本側資料とともに『沖縄戦トップシークレット』で発表した「アメリカ軍政府チームの報告書」(甲30の2)や過去に琉球新報で発表した久米島出身の少年の捕虜陳述書も再掲されていたが、このことについて被告から何のクレームも付けられることはなかった。第4話「終わりなき戦い」(甲17)も同様であり、『司令官の見た戦場』(甲31の1~35)や『戦争の時、平和の時』(甲18)、そして『戦場より愛を込めて』(甲32の1~4)で発表した資料が再掲されている。¹⁴

他方、被告における原告の理解者であり原告の後ろ楯となっていた嘉数編集局長は平成20年6月26日をもって編集局長を更迭された(上原 p 19)。原告は、これによって、いずれ時期を見て第2話「慶良間で何が起きたのか」を掲載するという約束が果たされないものとなったことを覚悟した。

7 181回(最終回)の掲載拒否

¹³ 被告は「前泊博盛が原告の担当を外れたのは論説福委員長に就任したからであり、原告と対立したからではない」と主張する(被告第1準備書面 p 6)が、前泊が論説福委員長に就任したのは、2008年4月のことであり、担当を外れた当時(2007年10月)のことではない。

¹⁴ 第3話以降の資料の再掲については、別表「『パンドラの箱を開ける時』関係証拠一覧」に記載したとおりである。

平成20年8月上旬、原告は被告の担当者からそろそろ終了の時期だとの示唆を受けた。嘉数編集局長の更迭によって後ろ楯を失っていた原告は、被告の要請を受け、第13話「そして人生は続く」をもって長期連載『パンドラの箱を開ける時』を終えることにした。

最終回となる181回目の原稿(乙6)は、前もって名城編集委員に提出されていた。そこには『沖縄戦ショウダウン』と沖縄タイムスに連載された宮城晴美の『母の遺言』、そして産経新聞に掲載された照屋昇雄の証言などを要約して引用し、軍の隊長による自決命令はなかったとの集団自決の真相を書き、後半部は赤松隊長2通の手紙を紹介して、「これでパンドラの箱を閉じる。パンドラの箱に残ったもの、それは人間の真実だ。(おわり)」として長期連載を終えた。予告編たる「はじめに」において慶良間の集団自決について「事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を突くものになるだろう」と予告していた以上、この部分は連載を完結するうえで必要不可欠なものであった。

ところが、その最終原稿は、第2話「慶良間で何が起きたのか」と同じく、集団自決が軍命令によるものだとするキャンペーンを展開した社の編集方針に反するため、被告は、その書き替えを迫った。しかし、原告は断固としてこれを拒否した(上原p20、名城p5)。

結局、被告は最終回の原稿を掲載しないまま、平成20年8月20日夕刊で「パンドラの箱を開ける時・沖縄戦の記録」は19日付の第180回をもって終了しました。」として連載の終了を新聞紙上で宣言した。(甲44)

第2 被告の主張と本件の争点について

1 連載契約の内容「初出の資料を用い」について

被告は『パンドラの箱を開ける時』の連載にあたり、原被告間において前泊メモ(乙2)の記載に基づき、「初出の資料を用い」とする連載契約が交わされたと主張しているが、原告は、そのような約束を前泊とすることはありえないとして断固として否認している。(上原p8)